

# 尼崎市現業評議会との 交渉状況

平成 29 年度第 5 号  
通 算 第 3 1 号  
平成 29 年 12 月 28 日  
尼崎市役所総務局  
人事管理部給与課

## 退職手当の調整率の改正について

### 日時・場所

平成 29 年 12 月 22 日（金）午後 7 時～午後 7 時 20 分（中央公民館 25 号室）

### 今回の交渉の主な目的

退職手当に係る経過措置の改正について提案を行うため、交渉の場を持った。

### 組合への提案

（提案メモ）退職手当に係る経過措置の改正について

[別紙](#)

### 具体的な交渉内容

#### 1 退職手当に係る経過措置の改正について

##### 課題の要旨

退職手当に係る経過措置の改正について、その内容を示した上で協議を行った。

現業評議会の主張	当局の回答
技能労務職給料表切替時の退職手当の経過措置が適用される者はいるのか。	退職手当額の決定に当たっては、行政職給料表適用者においても現行規定に基づく手当額と平成 19 年給与構造改革時の手当額を比較して高い方を支給する経過措置を設けているが、技能労務職員については更に平成 23 年技能労務職給料表切替時の手当額も加えた 3 つの額を比較している。もっとも、退職手当額は勤続期間に応じて決定されるため、経過措置についてもその基準時点から期間が経過すればするほど適用者が少なくなることから、現在ではほとんどの職員が適用対象外となっており、適用されるのは 1 名と認識している。

<p>今回の改正が技能労務職給料表切替時の退職手当の経過措置適用者に与える影響額は、どの程度のものか。</p>	<p>個人的な影響額については言及を差し控えさせていただきますが、今回の改正により、退職手当上の勤続期間が35年以上の場合、退職手当の支給率は49.59月から47.709月へと1.88月分の引下げとなるため、例えば給料月額が40万円の者であれば影響額は約75万円となる。</p>
<p>給与構造改革時の退職手当の経過措置が適用される者はいるのか。</p>	<p>簡単に確認できる範囲では見当たらない。</p>
<p>このたびの退職手当の調整率の改定は、5年に1度の見直しによるものなのか。</p>	<p>退職手当の水準が適正なものであるかについて、国は5年に1度調査を実施しており、その調査結果を踏まえて実施するものである。</p>
<p>次の退職手当の改定が5年後に実施されれば、その時点でも経過措置の適用者はいるのか。</p>	<p>定年退職の動向等も踏まえると、5年後には経過措置の適用者はいない可能性が高いものと思われる。とはいえ、技能労務職給料表切替時の退職手当の経過措置を廃止するという考えがあるわけではなく、調整率については現行規定と均衡を図った上で、制度は存続させていくものである。</p>
<p>仮に5年後に退職手当の調整率が引上げとなった場合、技能労務職給料表切替時の退職手当の経過措置に係る調整率も引き上げるのか。</p>	<p>技能労務職給料表切替時の退職手当の経過措置に係る調整率については、現行規定の調整率に準じていることから、現行規定の調整率が引上げとなった場合においては、経過措置に係る調整率も引き上げていくのが基本的な考え方である。</p>

**課題解決への方向性**

組合は今回の交渉を踏まえ、一定の判断を行うこととした。

以上  
(給与課)

退職手当に係る経過措置の改正について（メモ）

H29.12.22

技能労務職給料表切替時の退職手当の経過措置に係る調整率について、次のとおり改正する。

1 実施内容

平成 23 年 1 月 31 日時点で退職したものと仮定した上で算出する退職手当の額に乗じる調整率を、現行 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に改める。

なお、平成 23 年 1 月 31 日時点の勤続期間が 20 年以上の者（42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、「現行 100 分の 87 から 100 分の 83.7」を「現行 104 分の 87 から 104 分の 83.7」とする。

2 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

3 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成 29 年 12 月 28 日（木）までにされたい。

以 上  
（給与課）

退職手当の調整率の改正について ( メモ )

H29.12.22

国家公務員退職手当法の改正に準じて、次のとおり退職手当の調整率の改正を行う。

1 実施内容

(1) 調整率の改正

退職手当の調整率 ( 尼崎市職員退職手当支給条例附則第 3 項に規定する割合 ) を、現行 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に改める。

(2) 給与構造改革時の退職手当の経過措置に係る調整率の改正

平成 19 年 3 月 31 日時点で退職したものと仮定した上で算出する退職手当の額に乗じる調整率を、現行 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に改める。

なお、平成 19 年 3 月 31 日時点の勤続期間が 20 年以上の者 ( 42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。 ) にあっては、「現行 100 分の 87 から 100 分の 83.7」を「現行 104 分の 87 から 104 分の 83.7」とする。

2 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日

3 諾否期限

本提案に対する諾否については、平成 29 年 12 月 28 日 ( 木 ) までにされたい。

以 上  
( 給与課 )

## 妥結事項

12月22日の交渉の結果を受け、12月28日に次の項目について合意に至った。

### 1 技能労務職給料表切替時の退職手当の経過措置に係る調整率について

#### (1) 実施内容

平成23年1月31日時点で退職したものと仮定した上で算出する退職手当の額に乗じる調整率を、現行100分の87から100分の83.7に改める。

なお、平成23年1月31日時点の勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、「現行100分の87から100分の83.7」を「現行104分の87から104分の83.7」とする。

#### (2) 実施時期

平成30年4月1日